

# ＜第15回共同発行市場公募地方債IR説明会＞

## 地方債計画と地方債制度を巡る現状について

---

平成29年3月21日

総務省自治財政局地方債課長  
吉川 浩民

# 目次

- |   |                  |       |
|---|------------------|-------|
| 1 | 平成29年度の地方債計画について | P 1   |
| 2 | 地方債資金について        | P 2 3 |
| 3 | 地方債制度の見直しについて    | P 3 2 |
| 4 | 共同発行市場公募地方債について  | P 3 4 |

# 1 平成29年度地方債計画について

# 経済財政運営と改革の基本方針2015（抄）

（平成27年6月30日閣議決定）

## 第3章 「経済・財政一体改革」の取組—「経済・財政再生計画」

### 3. 目標とその達成シナリオ、改革工程

（改革工程の明確化）

#### （1）集中改革期間と中間評価

計画の中間時点(2018年度)において、目標に向けた進捗状況を評価する。集中改革期間における改革努力のメルクマールとして、2018年度(平成30年度)のPB赤字の対GDP比▲1%程度を目安とする。国の一般歳出については、安倍内閣のこれまでの取組を基調として、社会保障の高齢化による増加分を除き、人口減少や賃金・物価動向等を踏まえつつ、増加を前提とせず歳出改革に取り組む。社会保障関係費については、高齢化要因も考慮し、安倍内閣におけるこれまでの増加ペースを踏まえつつ、消費税率引上げに伴う充実を図る。ただし、各年度の歳出については、一律でなく柔軟に対応する。地方においても、国の取組と基調を合わせ取り組む。

これらの目安<sup>\*</sup>に照らし、歳出改革、歳入改革それぞれの進捗状況、KPIの達成度等を評価し、必要な場合は、デフレ脱却・経済再生を堅持する中で、歳出、歳入の追加措置等を検討し、2020年度(平成32年度)の財政健全化目標を実現する。

\* 国の一般歳出の水準の目安については、安倍内閣のこれまでの3年間の取組では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度(平成30年度)まで継続させていくこととする。地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度(平成30年度)までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

# 平成29年度地方財政計画のポイント①

## 1. 通常収支分

### (1) 一般財源総額の確保等

- ・ 一般財源総額について、社会保障の充実分の確保も含め、平成28年度を0.4兆円上回る62.1兆円を確保
- ・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用など地方交付税の原資を最大限確保することにより、地方交付税(交付ベース)について16.3兆円を確保。あわせて臨時財政対策債の増を+0.3兆円に抑制
- ・ これにより概算要求時点における地方交付税の減と臨時財政対策債の増を可能な限り抑制

(参考:概算要求時点)

地方交付税:16.0兆円(対前年度▲0.7兆円) 臨時財政対策債:4.7兆円(対前年度+0.9兆円)

一般財源総額	62.1兆円(+0.4兆円、前年度 61.7兆円)
一般財源総額(水準超経費除き)	60.3兆円(+0.04兆円、同 60.2兆円)
・ 地方税	39.1兆円(+0.4兆円、前年度 38.7兆円)
・ 地方譲与税・地方特例交付金	2.7兆円(+0.1兆円、同 2.6兆円)
・ 地方交付税	16.3兆円(▲0.4兆円、同 16.7兆円)
・ 臨時財政対策債	4.0兆円(+0.3兆円、同 3.8兆円)

# 平成29年度地方財政計画のポイント②

## (2) 公共施設等の適正管理の推進等

- ・ 公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、現行の「公共施設等最適化事業費」(⑳ 0.2兆円)について、長寿命化対策等を追加するなど内容を拡充し、新たに「公共施設等適正管理推進事業費」として計上(㉑ 0.35兆円)
- ・ 一億総活躍社会関連施策(保育士・介護人材等の処遇改善)に必要な経費を計上(㉑ 0.2兆円)
- ・ まち・ひと・しごと創生事業費について、引き続き1兆円を確保
- ・ 緊急防災・減災事業費を拡充し、復興・創生期間である平成32年度まで4年間延長(㉑ 0.5兆円)

## (3) 歳出特別枠の見直し

- ・ 平時モードへの切替えを進めるため、公共施設等の適正管理や一億総活躍社会の実現に取り組むための歳出を確保(0.25兆円)した上で、同額を歳出特別枠(㉒ 0.45兆円)から減額(㉑ 0.2兆円)

## 2. 東日本大震災分

### ○ 震災復興特別交付税

復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保(㉑ 0.5兆円)

# 平成29年度地方財政計画のポイント③

## 主な歳入歳出の概要

通常収支分

(単位:兆円、%)

区 分		29年度 A	28年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳入	地方税・地方譲与税等	41.7	41.3	0.5	1.2
	地方交付税	16.3	16.7	▲0.4	▲2.2
	国庫支出金	13.5	13.2	0.3	2.4
	地方債	9.2	8.9	0.3	3.7
	臨時財政対策債	4.0	3.8	0.3	6.8
	臨時財政対策債以外	5.1	5.1	0.1	1.4
	その他	5.8	5.7	0.1	1.8
	計	86.6	85.8	0.9	1.0
	-----	-----	-----	-----	-----
	一般財源総額	62.1	61.7	0.4	0.7
(水準超経費除き) 「一般財源」	60.3	60.2	0.0	0.1	

区 分		29年度 A	28年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳出	給与関係経費	20.3	20.3	▲0.0	▲0.0
	一般行政経費	36.6	35.8	0.8	2.1
	うち 補助分	19.8	19.0	0.8	4.1
	うち 単独分	14.0	14.0	▲0.0	▲0.1
	うち まち・ひと・しごと創生 事業費	1.0	1.0	0.0	0.0
	うち 重点課題対応分	0.3	0.3	0.0	0.0
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	0.2	0.4	▲0.3	▲56.2
	公債費	12.6	12.8	▲0.2	▲1.7
	維持補修費	1.3	1.2	0.0	3.5
	投資的経費	11.4	11.2	0.2	1.4
	うち 緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち 公共施設等適正管理 推進事業費	0.4	0.2	0.2	75.0
	その他	4.3	4.0	0.4	9.4
	※平成28年度は公共施設等最適化事業費				
	計	86.6	85.8	0.9	6 1.0

※表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

# 平成29年度地方財政収支

(単位:兆円)

歳出 86.6兆円 (85.8兆円)	給与関係経費 20.3 (20.3)	一般行政経費 36.5 (35.8)		地域経済基盤強化・ 雇用等対策費 0.2 (0.4)	投資的 経 費 11.4 (11.2)	公債費 12.6 (12.8)	その他 5.6 (5.2)
		うち まち・ひと・しごと 創生事業費 1.0(1.0)	うち 公共施設策等適正 管理推進事業費(仮称) 04(-)				
		うち 重点課題対応分 0.3(0.3)					

歳入 86.6兆円 (85.8兆円)	国 庫 支出金 13.5 (13.2)	地方 債等 11.0 (10.9)	地方税・地方譲与税等 41.7 (41.2)	国・地方で折半	
				臨時財政 対策債 (償元 還利 分等) 3.4 (3.5)	地方交付税 16.3 (16.7)
				臨時財政 対策加算 0.7 (0.3)	臨時財政 対策債 折半分 0.7 (0.3)

※( )内は平成28年度当初の数値

地方一般財源総額 ㉙ 62.1兆円(㉘ 61.7兆円)

<参考> 財源不足額 ㉙ 7.0兆円(㉘ 5.6兆円)  
 折半対象財源不足額 ㉙ 1.3兆円(㉘ 0.5兆円)  
 臨時財政対策債発行額 ㉙ 4.0兆円(㉘ 3.8兆円)

# 地方公共団体金融機構の準備金の活用について

- 平成29年度に活用することとしていた1,000億円に加え、平成31年度までの3年間で8,000億円以内を目途に追加で国に帰属させ、交付税特会に繰り入れて、「まち・ひと・しごと創生事業費」を中心とした財源に活用
- 平成29年度は、当初活用することとしていた1,000億円を含め、4,000億円を活用

## (参考) 公庫債権金利変動準備金

- 地方公共団体金融機構(平成20年設立。以下「機構」)は、旧公営企業金融公庫(以下「公庫」)から承継した資産・債務に係る金利変動リスクに備えて「公庫債権金利変動準備金(以下「準備金」)」(注1)を確保している

(注1) 機構は、資金調達を短期で、貸付を長期で行っている。このため、今後の資金調達コストが上昇するリスクに備えて一定の準備金が必要

- 機構が公庫から承継した業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回る準備金は、国に帰属させることが法定されている(地方公共団体金融機構法(平成19年法律第64号)附則第14条)

【過去の国への帰属実績】平成20年度:3,000億円(経済活性化・生活対策臨時交付金(平成20年度補正、6,000億円)の財源に活用)

平成24年度:3,500億円、平成25年度:6,500億円(全額を交付税特会に繰り入れ、交付税の財源として活用)

平成27年度:3,000億円、平成28年度:2,000億円(全額を交付税特会に繰り入れ、「まち・ひと・しごと創生事業費」として活用(注2))

(注2)平成29年度までの3年間で6,000億円以内を目途に国へ帰属(平成29年度は1,000億円を予定)

- 機構の資金収支面から試算すると、8,000億円の国への帰属を追加で実施しても、将来の金利変動リスクに対応した機構の必要な財務基盤及び円滑な資金収支が確保される見通し

※ 貸付残高及び資金調達額の減少に伴い、金利変動リスクが低減したことから、準備金の率を引き下げる

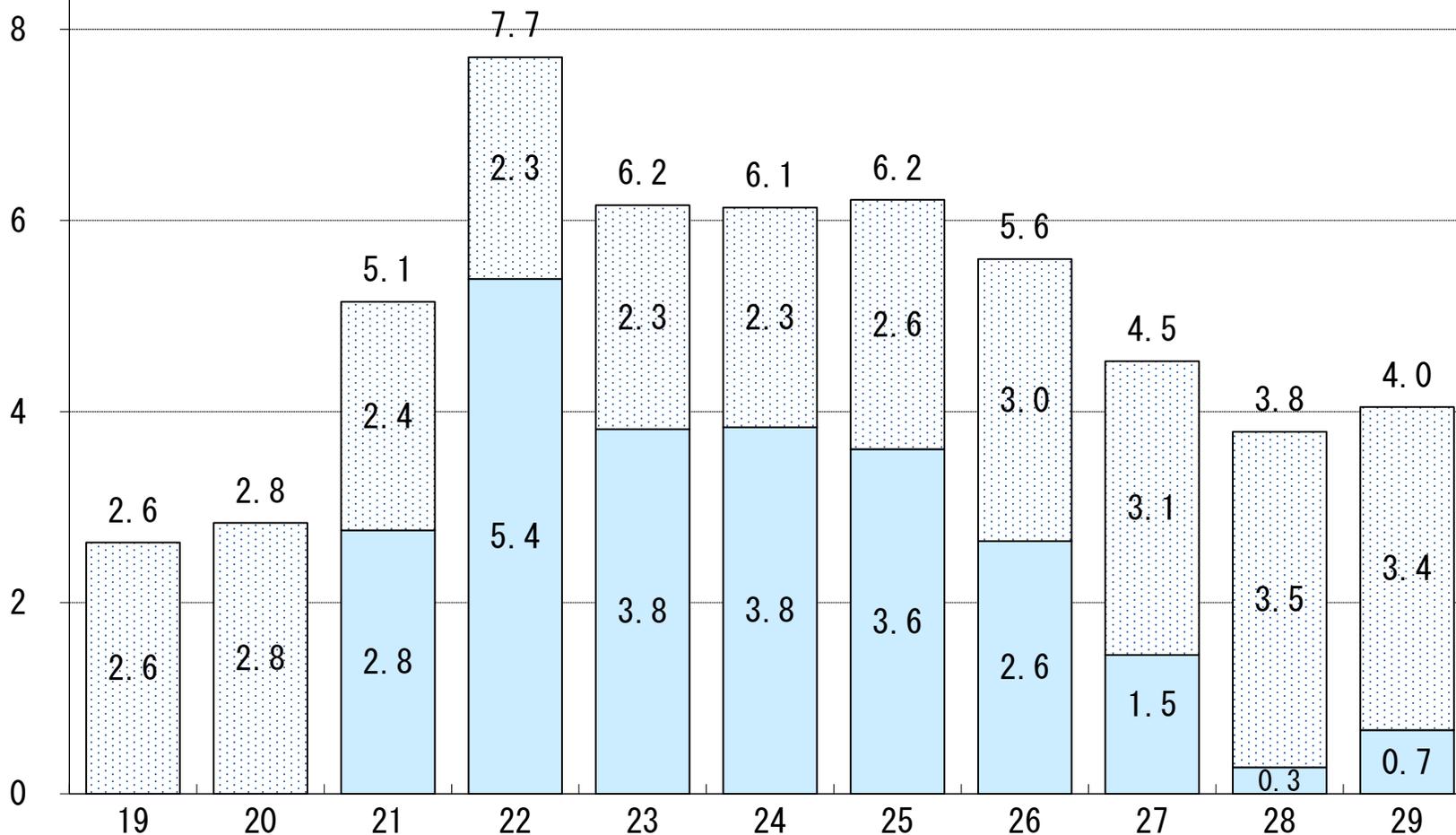


# 臨時財政対策債の発行額（計画ベース）

(兆円)

10

□折半対象分 □折半対象外分

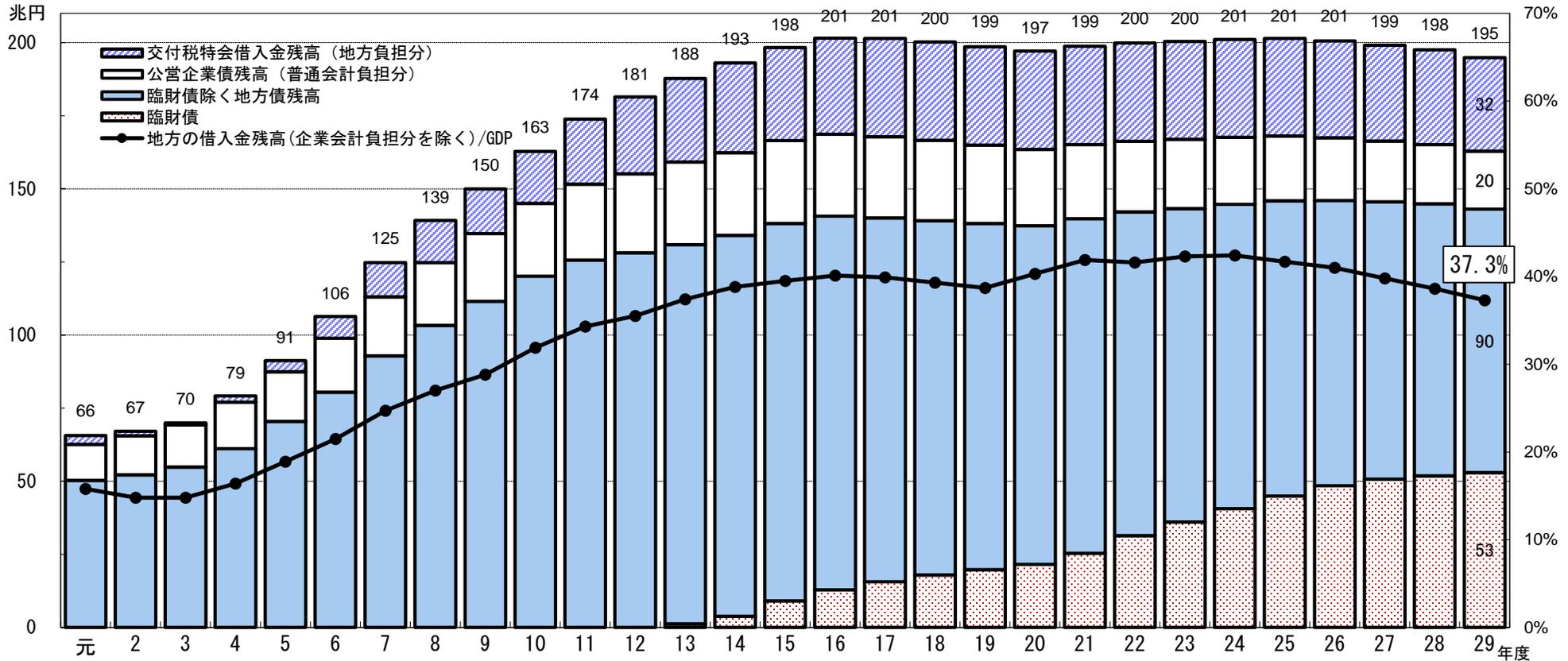


(年度) 9

(※表示未満は四捨五入)

# 地方財政の借入金残高の状況

○ 地方財政は、29年度末見込で約200兆円もの巨額の借入金残高を抱えている。



※1 地方の借入金残高は、平成27年度までは決算ベース、平成28年度は実績見込み、平成29年度は年度末見込み。

※2 GDPは、平成26年度までは実績値、平成27、28年度は実績見込み、平成29年度は政府見通しによる。

※3 表示未満は四捨五入をしている。

## (参考) 公営企業債残高 (企業会計負担分) の状況

(単位：兆円)

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	25	25	24	23

# 平成29年度地方債計画のポイント

## 1. 計画規模

- ・ 通常収支分については、総額1兆6,257億円（前年度比4,175億円、3.7%増）を計上。
- ・ 東日本大震災分については、復旧・復興事業として総額188億円を計上。その全額について公的資金を確保。
- ・ 通常収支分と東日本大震災分を合わせた総額は、1兆6,445億円（前年度比3,983億円、3.5%増）  
うち普通会計分 : 9兆2,068億円（前年度比3,130億円、3.5%増）  
公営企業会計等分 : 2兆4,377億円（前年度比 853億円、3.6%増）

## 2. 臨時財政対策債の発行

- ・ 前年度からの繰越金がない中で、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用など地方交付税の原資を最大限確保することにより、概算要求時点における地方交付税の減と臨時財政対策債の増を可能な限り抑制し、前年度と比べて2,572億円、6.8%の増となる4兆452億円を計上。

## 3. 公共施設等の適正管理の推進

- ・ 地方公共団体が、公共施設等総合管理計画等に基づき、公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、現行の公共施設等の集約化・複合化に係る公共施設最適化事業並びに転用及び除却に係る事業について、長寿命化対策、コンパクトシティの推進（立地適正化）及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保（市町村役場機能緊急保全）を追加するなど内容を拡充し、新たに公共施設等適正管理推進事業として3,150億円を計上。
- ・ 過疎地域においても、公共施設の適正管理を推進するため、過疎対策事業を充実することとし、前年度に比べ300億円の増となる4,500億円を計上。

## 4. 緊急防災・減災事業の推進

- ・ 地方公共団体が、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業について、対象事業を拡充した上で、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成32年度まで継続することとし、平成29年度は5,000億円を計上。

# 平成29年度地方債計画①

## 平成29年度地方債計画

(通常収支分)

(単位：億円、%)

項 目	平成29年度 計画額(A)	平成28年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,443	16,601	△ 158	△ 1.0
2 公営住宅建設事業	1,130	1,141	△ 11	△ 1.0
3 災害復旧事業	873	711	162	22.8
4 教育・福祉施設等整備事業	3,391	3,395	△ 4	△ 0.1
(1) 学校教育施設等	1,245	1,248	△ 3	△ 0.2
(2) 社会福祉施設	383	381	2	0.5
(3) 一般廃棄物処理	656	657	△ 1	△ 0.2
(4) 一般補助施設等	567	569	△ 2	△ 0.4
(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
5 一般単独事業	21,927	21,474	453	2.1
(1) 一般	2,795	4,362	△ 1,567	△ 35.9
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	3,150	1,130	2,020	178.8
6 辺地及び過疎対策事業	4,975	4,665	310	6.6
(1) 辺地対策	475	465	10	2.2
(2) 過疎対策	4,500	4,200	300	7.1
7 公共用地先取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調整	100	100	0	0.0
計	49,884	49,132	752	1.5
二 公営企業債				
1 水道事業	5,043	4,473	570	12.7
2 工業用水道事業	247	222	25	11.3
3 交通事業	1,611	1,654	△ 43	△ 2.6
4 電気事業・ガス事業	202	178	24	13.5
5 港湾整備事業	509	461	48	10.4
6 病院事業・介護サービス事業	4,614	4,434	180	4.1
7 市場事業・と畜場事業	235	458	△ 223	△ 48.7
8 地域開発事業	622	699	△ 77	△ 11.0
9 下水道事業	11,904	11,597	307	2.6
10 観光その他事業	134	94	40	42.6
計	25,121	24,270	851	3.5
合 計	75,005	73,402	1,603	2.2

(単位：億円、%)

項 目	平成29年度 計画額(A)	平成28年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨時財政対策債	40,452	37,880	2,572	6.8
四 退職手当債	800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債	( 266 )	( 302 )	(△ 36)	(△ 11.9)
総 計	116,257	112,082	4,175	3.7
内 普通会計分	91,907	88,607	3,300	3.7
訳 公営企業会計等分	24,350	23,475	875	3.7
資金区分				
公 的 資 金	46,609	46,115	494	1.1
財政融資資金	28,545	28,076	469	1.7
地方公共団体金融機構資金	18,064	18,039	25	0.1
(国の予算等貸付金)	( 266 )	( 302 )	(△ 36)	(△ 11.9)
民間等資金	69,648	65,967	3,681	5.6
市場公募	38,200	36,900	1,300	3.5
銀行等引受	31,448	29,067	2,381	8.2

### その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

### (備 考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として95億円を計上している。
- 2 公共施設等適正管理の平成28年度計画額は、公共施設最適化に係る額である。
- 3 国の予算等貸付金債の( )書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

# 平成29年度地方債計画②

## 平成29年度地方債計画

(東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位：億円、%)

項 目	平成29年度 計画額(A)	平成28年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一般会計債				
公営住宅建設事業	158	323	△ 165	△ 51.1
災害復旧事業	18	18	0	0.0
一般単独事業	3	8	△ 5	△ 62.5
公営企業債				
水道事業	0	1	△ 1	△ 100.0
市場事業・と畜場事業	1	4	△ 3	△ 75.0
下水道事業	8	22	△ 14	△ 63.6
被災施設借換債	0	4	△ 4	△ 100.0
国の予算等貸付金債	( 5 )	( 15 )	( △ 10 )	( △ 66.7 )
▶ 総 計	( 5 ) 188	( 15 ) 380	( △ 10 ) △ 192	( △ 66.7 ) △ 50.5
内 訳				
普通会計分	161	331	△ 170	△ 51.4
公営企業会計等分	27	49	△ 22	△ 44.9
資金区分				
公 的 資 金				
財政融資資金	135	259	△ 124	△ 47.9
地方公共団体金融機構資金	53	121	△ 68	△ 56.2
(国の予算等貸付金)	( 5 )	( 15 )	( △ 10 )	( △ 66.7 )

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備 考)

国の予算等貸付金債の( )書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

# 平成29年度地方債計画③

平成29年度地方債計画  
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位：億円、%)

項 目	平成29年度 計画額 (A)	平成28年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,443	16,601	△ 158	△ 1.0
2 公営住宅建設事業	1,288	1,464	△ 176	△ 12.0
3 災害復旧事業	891	729	162	22.2
4 教育・福祉施設等整備事業	3,391	3,395	△ 4	△ 0.1
(1) 学校教育施設等	1,245	1,248	△ 3	△ 0.2
(2) 社会福祉施設	383	381	2	0.5
(3) 一般廃棄物処理	656	657	△ 1	△ 0.2
(4) 一般補助施設等	567	569	△ 2	△ 0.4
(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
5 一般単独事業	21,930	21,482	448	2.1
(1) 一般	2,798	4,370	△ 1,572	△ 36.0
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	3,150	1,130	2,020	178.8
6 辺地及び過疎対策事業	4,975	4,665	310	6.6
(1) 辺地対策	475	465	10	2.2
(2) 過疎対策	4,500	4,200	300	7.1
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調 整	100	100	0	0.0
計	50,063	49,481	582	1.2
二 公営企業債				
1 水道事業	5,043	4,474	569	12.7
2 工業用水道事業	247	222	25	11.3
3 交通事業	1,611	1,654	△ 43	△ 2.6
4 電気事業・ガス事業	202	178	24	13.5
5 港湾整備事業	509	461	48	10.4
6 病院事業・介護サービス事業	4,614	4,434	180	4.1
7 市場事業・と畜場事業	236	462	△ 226	△ 48.9
8 地域開発事業	622	699	△ 77	△ 11.0
9 下水道事業	11,912	11,619	293	2.5
10 観光その他事業	134	94	40	42.6
計	25,130	24,297	833	3.4
合 計	75,193	73,778	1,415	1.9

(単位：億円、%)

項 目	平成29年度 計画額 (A)	平成28年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 被災施設借換債	0	4	△ 4	△ 100.0
四 臨時財政対策債	40,452	37,880	2,572	6.8
五 退職手当債	800	800	0	0.0
六 国の予算等貸付金債	( 271 )	( 317 )	(△ 46)	(△ 14.5)
総 計	( 271 )	( 317 )	(△ 46)	(△ 14.5)
内 普通会計分	92,068	88,938	3,130	3.5
訳 公営企業会計等分	24,377	23,524	853	3.6
資金区分				
公 的 資 金	46,797	46,495	302	0.6
財 政 融 資 資 金	28,680	28,335	345	1.2
地方公共団体金融機構資金 (国の予算等貸付金)	( 271 )	( 317 )	(△ 46)	(△ 14.5)
民 間 等 資 金	69,648	65,967	3,681	5.6
市 場 公 募	38,200	36,900	1,300	3.5
銀 行 等 引 受	31,448	29,067	2,381	8.2

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として95億円を計上している。
- 2 公共施設等適正管理の平成28年度計画額は、公共施設最適化に係る額である。
- 3 国の予算等貸付金債の( )書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

# 平成29年度地方債計画④

(参 考)

## 平成29年度地方債計画について

平成29年度地方債計画については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が公共施設等の適正管理、防災・減災対策及び地域の活性化への取り組みを着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとするとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定している。

### 1 通常収支分

#### (1) 概況

総額は1兆1千6億2千57万円となり、前年度に比べて4億1千75万円、3.7%の増となっている。

このうち、普通会計分は9兆1千907億円で、前年度に比べて3億300万円、3.7%の増、公営企業会計等分は2兆4千350億円で、前年度に比べて8億75万円、3.7%の増となっている。

#### (2) 臨時財政対策債の発行

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として臨時財政対策債4兆4千52億円で（前年度に比べて2億5千72万円、6.8%の増）を計上している。

#### (3) 公共施設等の適正管理の推進

地方公共団体が、公共施設等総合管理計画等に基づき、公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等の集約化・複合化に係る公共施設最適化事業並びに転用及び除却に係る事業に、長寿命化、立地適正化及び災害時の役場の中枢機能の確保に係る事業を加え、新たに公共施設等適正管理推進事業として、3億1千50万円を計上している。

#### (4) 過疎対策事業の推進

公共施設の適正管理を推進するため、過疎対策事業を充実することとし、4億500万円を計上している。

#### (5) 緊急防災・減災事業の推進

平成29年度以降も、地方公共団体が、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業を5億000万円計上している。

#### (6) 地方公営企業による生活関連社会資本の整備の推進

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を計上している。

#### (7) 公営企業会計の適用の推進

地方公営企業への公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、公営企業会計の適用に要する経費について、公営企業債の対象とすることとし、所要額を計上している。

#### (8) 地方債資金の確保

公的資金については、前年度と同程度の公的資金を確保するとともに、民間等資金については、その円滑な調達を図るため、市場公募地方債の発行を引き続き推進することとしている。

### 2 東日本大震災分

#### (1) 概況

復旧・復興事業として総額1億8千800万円を計上している。

#### (2) 地方債資金の確保

東日本大震災分については、その所要額について全額を公的資金で確保することとしている。

# 平成29年度地方債計画⑤

## (参考1) 通常分・特別分の状況

(単位：億円、%)

区 分	平成29年度	平成28年度	増 減 額		増 減 率
	(A)	(B)	(A)-(B)	(C)	(C)/(B)×100
普通会計分	92,068	88,938	3,130		3.5
通常分	42,816	42,258	558		1.3
特別分	49,252	46,680	2,572		5.5
臨時財政対策債	40,452	37,880	2,572		6.8
財源対策債	7,900	7,900	0		0.0
退職手当債	800	800	0		0.0
調整	100	100	0		0.0
公営企業会計等分	24,377	23,524	853		3.6
総 計	116,445	112,462	3,983		3.5
通常分	67,193	65,782	1,411		2.1
特別分	49,252	46,680	2,572		5.5

(注) 公営企業会計等分はすべて通常分である。

## (参考2) 地方債資金の構成内訳

(単位：億円、%)

区 分	平成29年度計画		平成28年度計画		差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) ×100
	(A)	構成比	(B)	構成比		
公 的 資 金	46,797	40.2	46,495	41.3	302	0.6
財政融資資金	28,680	24.6	28,335	25.2	345	1.2
地方公共団体金融機構資金	18,117	15.6	18,160	16.1	△ 43	△ 0.2
(国の予算等貸付金)	( 271)	-	( 317)	-	(△ 46)	(△ 14.5)
民 間 等 資 金	69,648	59.8	65,967	58.7	3,681	5.6
市 場 公 募	38,200	32.8	36,900	32.8	1,300	3.5
銀 行 等 引 受	31,448	27.0	29,067	25.8	2,381	8.2
合 計	116,445	100.0	112,462	100.0	3,983	3.5

(注) 1 市場公募地方債については、借換債を含め6兆7,100億円(前年度比3,000億円、4.3%減)を予定している。

2 国の予算等貸付金の( )書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって合計には含めていない。

# 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定促進

## 背景

- ・過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。さらに、同計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるため、「個別施設計画」の策定が必要。

## 公共施設等総合管理計画の策定 (平成26年4月22日付け総務大臣通知により策定要請) ※平成26～28年度の3年間で策定

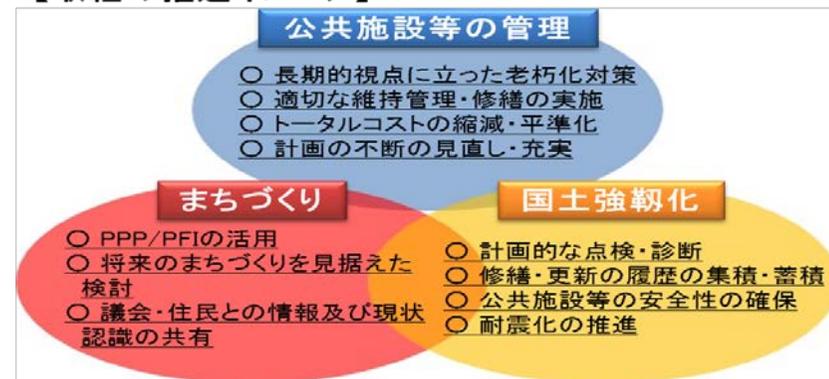
### <公共施設等総合管理計画の内容>

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

### <公共施設等総合管理計画の策定状況>

平成28年10月1日現在の調査によれば、すべての都道府県、指定都市及び市区町村において策定予定であり、平成28年度末までに、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.6%の団体において策定が完了する予定。

### 【取組の推進イメージ】



## 個別施設計画の策定 (「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定) ※平成32年度までに策定

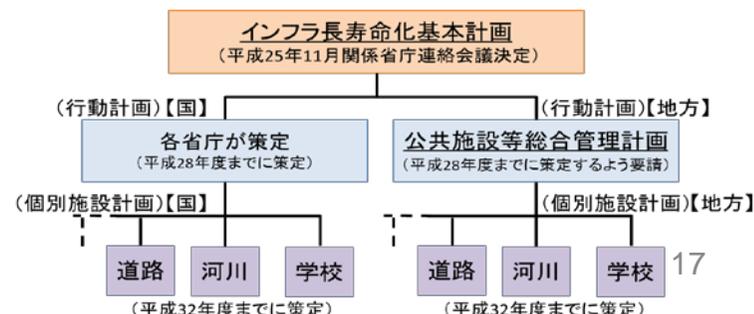
### <個別施設計画の内容>

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策※の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を定めるもの。

※ 維持管理・更新等に係る対策

次回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

### 【インフラ長寿命化計画の体系】



# 公共施設等の適正管理の推進

## 背景・趣旨

公共施設等の老朽化対策が課題となる中で、財政負担の軽減・平準化に向けた集約化・複合化と併せて長寿命化等の推進が必要となっていること、コンパクトシティ形成に向けて省庁横断的な対応が求められていること、熊本地震の被害状況を踏まえ庁舎機能の確保等の必要性が高まっていること、歴史的低金利など地方債の市場環境等を踏まえ、公共施設等の適正管理の取組を積極的に推進。

## 概要

公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、現行の公共施設等最適化事業費について、長寿命化対策、コンパクトシティの推進(立地適正化)及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保(市町村役場機能緊急保全)を追加するなど内容を拡充し、新たに「公共施設等適正管理推進事業費」として計上。

平成28年度 公共施設最適化事業費 (2,000億円)  
(対象事業) ① 集約化・複合化事業、② 転用事業、③ 除却事業



平成29年度 公共施設等適正管理推進事業費 (3,500億円)

- (対象事業)
- ① 集約化・複合化事業、② 転用事業、③ 除却事業
  - ④ 長寿命化事業
    - 【公共用建物】 施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業
    - 【社会基盤施設(道路・農業水利施設)】 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業
  - ⑤ 立地適正化事業 コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業
  - ⑥ 市町村役場機能緊急保全事業 昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等
- (事業期間) 平成29年度～平成33年度(5年間)  
※ 市町村役場機能緊急保全事業は緊急防災・減災事業の期間と合わせ、平成29年度～平成32年度(4年間)

※ このほか、公共施設等適正管理推進事業により増加が見込まれる公共施設等の維持補修・点検等に要する経費を300億円充実

# 公共施設等の適正管理に係る地方債措置

公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、現行の公共施設等最適化事業債等を再編し、長寿命化対策、コンパクトシティの推進(立地適正化)及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保(市町村役場機能緊急保全)に係る事業を追加するなど内容を拡充した「公共施設等適正管理推進事業債」を創設(地方財政計画における「公共施設等適正管理推進事業費」3,500億円に対応)。

## 公共施設等適正管理推進事業債

(期間:平成29年度から平成33年度まで ※⑥は平成32年度まで)

※①～⑥全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業が対象

### ① 集約化・複合化事業

〈対象事業〉延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業  
〈充当率等〉充当率:90%、交付税算入率:50%  
※個別施設計画に位置付けられた事業が対象

### ② 転用事業

〈対象事業〉他用途への転用事業  
〈充当率等〉充当率:90%、交付税算入率:30%  
※個別施設計画に位置付けられた事業が対象

### ③ 除却事業

充当率:90%  
(現行75%)

### ④ 長寿命化事業【新規】

〈対象事業〉【公共用建物】施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業  
【社会基盤施設(道路・農業水利施設)】所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業  
〈充当率等〉充当率:90%、交付税算入率:30%  
※個別施設計画に位置付けられた事業が対象

### ⑤ 立地適正化事業【新規】

〈対象事業〉コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業  
〈充当率等〉充当率:90%、交付税算入率:30%  
※立地適正化計画に基づく事業が対象

### ⑥ 市町村役場機能緊急保全【新規】

〈対象事業〉昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等  
〈充当率等〉充当率:90%(交付税措置対象分75%)、交付税算入率:30% ※地方債の充当残については、基金の活用が基本  
※個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置付けるものが対象

# 市町村役場機能緊急保全事業について

- 熊本地震により、業務継続が確実に行われるためには、業務を行う場である庁舎（行政の中核拠点）が発災時においても、有効に機能しなければならないことが再認識されたところ
- 庁舎の耐震化が未実施の市町村においては、発災時に業務継続に支障が生じるおそれがあることから、これらの庁舎の建替えを緊急に実施するため、「市町村役場機能緊急保全事業」を創設

## 1. 対象事業

昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業

※ 上記以外であっても、業務継続の確保のために行う洪水浸水想定区域等からの本庁舎の移転事業は、本事業債の対象

## 2. 要件

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置づけるもの

## 3. 財政措置

(1) 地方債の充当率 起債対象経費の90%以内

(2) 交付税措置 起債対象経費の75%を上限として、この範囲で充当した市町村役場機能緊急保全事業債の元利償還金の30%を基準財政需要額に算入

※地方債の充当残については、基金の活用が基本

## 4. 事業年度

緊急防災・減災事業債にあわせて、平成32年度まで(4年間)

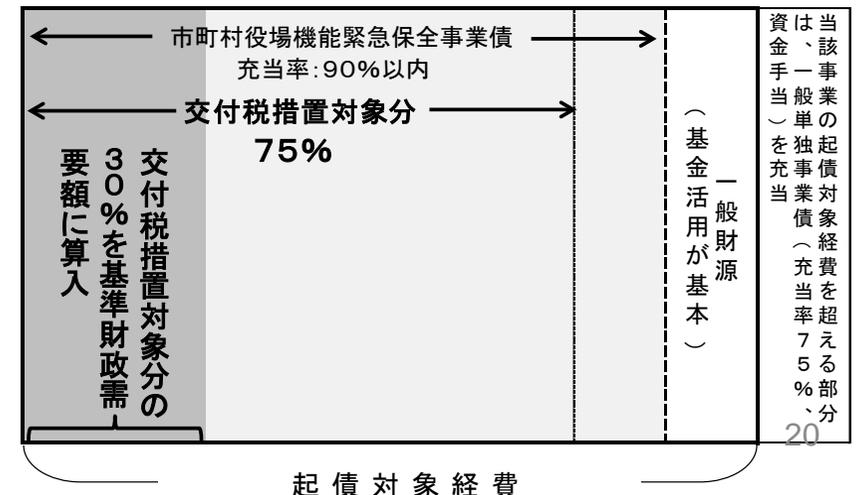
## 5. 起債対象経費

庁舎建替え事業費 × 標準面積 / 新庁舎の面積

※標準面積：入居職員数 × 35.3㎡ 又は 建替え前面積 のいずれか大きい面積

※用地費は、一般単独事業債(一般事業)による対応

<イメージ>



# 緊急防災・減災事業の拡充・延長について

地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業費について、対象事業を拡充した上で、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成32年度まで継続することとし、平成29年度は5,000億円を計上

## 1. 対象事業（※は、平成29年度以降の対象事業として追加したもの）

災害に強いまちづくりのための事業、災害に迅速に対応するための情報網の構築及び地域の防災力を強化するための施設の整備などの地方単独事業等

### （1）災害に強いまちづくりのための事業

- ① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設や災害時に災害対策の拠点となる施設等の耐震化
- ② 津波対策の観点から移転が必要な災害対策の拠点となる施設等の移転
- ③ 指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設（空調・Wi-Fi※等）の整備 など

### （2）災害に迅速に対応するための情報網の構築

- ① 全国瞬時警報システム（Jアラート）の新型受信機の導入・情報伝達手段の多重化※
- ② 消防の広域化又は共同化※に伴う高機能消防指令センターの整備
- ③ 防災行政無線のデジタル化 など

### （3）地域の防災力を強化するための施設の整備

- ① 防災の拠点となる施設（地域防災センター等）の整備
- ② 津波からの避難路・避難階段、津波避難タワーの整備
- ③ 消防団の機能強化のための整備（救助資機材搭載型車両等） など

## 2. 財政措置

（1）地方債の充当率 100%

（2）交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

## 3. 事業年度

平成29年度から平成32年度まで

# 緊急防災・減災事業債について

地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、対象事業を拡充した上で、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成32年度まで継続することとし、平成29年度は5,000億円を計上

## 1. 対象事業 【地方単独事業(6)を除く】 (下線部は、平成29年度以降の対象事業として追加したもの)

<p>(1) 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災拠点施設(地域防災センター等)</li> <li>○防災資機材等備蓄施設、拠点避難地</li> <li>○非常用電源</li> <li>○津波避難タワー、活動火山対策避難施設等</li> <li>○避難路・避難階段</li> <li>○指定緊急避難場所や指定避難所において防災機能を強化するための施設</li> <li>○指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設(空調・Wi-Fi等)の整備</li> <li>○緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設</li> <li>○緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等</li> <li>○消防団の機能強化を図るための施設・設備</li> <li>○消防水利施設</li> <li>○初期消火資機材</li> </ul>	<p>(3) 津波対策の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設等の移設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画上、必要な災害対策の拠点となる施設や、災害時に援護が必要となる者のための施設の移転</li> </ul>
<p>(2) 大規模災害に迅速に対応するための情報網の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災行政無線のデジタル化</li> <li>○<u>全国瞬時警報システム(J-ALERT)の新型受信機の導入・情報伝達手段の多重化</u></li> <li>○高機能消防指令センター(デジタル化に伴い整備するもの等)</li> <li>○防災情報システム、衛星通信ネットワークシステム等、大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設</li> <li>○災害時オペレーションシステム</li> </ul>	<p>(4) 消防広域化事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画に基づき必要となる消防署所等の増改築又は整備事業を対象</li> <li>○上記計画に基づき機能強化を図る消防車両等の整備</li> <li>○統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築</li> <li>○<u>消防機関間の柔軟な連携・協力(共同化)に伴う高機能消防指令センターの整備</u></li> </ul>
	<p>(5) 地域防災計画上に定められた公共施設・公用施設の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○指定避難所とされている公共施設及び公用施設</li> <li>○災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設</li> <li>○不特定多数の者が利用する公共施設</li> <li>○社会福祉事業の用に供する公共施設</li> <li>○幼稚園等</li> <li>※消防署所等については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるものについても対象</li> </ul>
	<p>(6) 特定地域の振興や生活環境の整備を目的とした国庫補助金(※)の交付を受けて実施する(1)~(5)の事業</p>

(※)防衛施設周辺的生活環境の整備に係る補助金、離島活性化交付金及び奄美群島振興交付金

## 2. 財政措置

(1) 地方債の充当率 100%

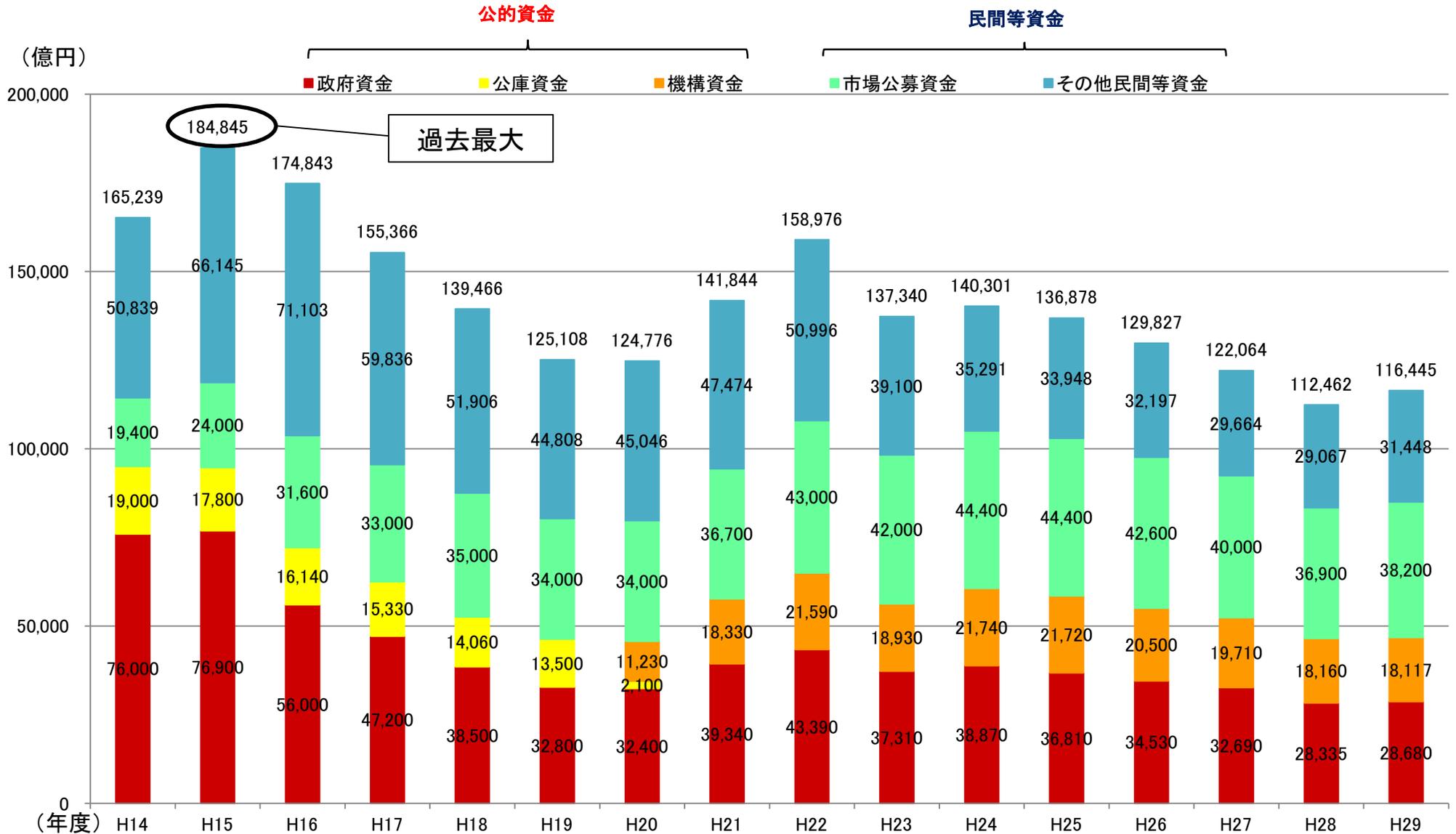
(2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

## 3. 事業年度

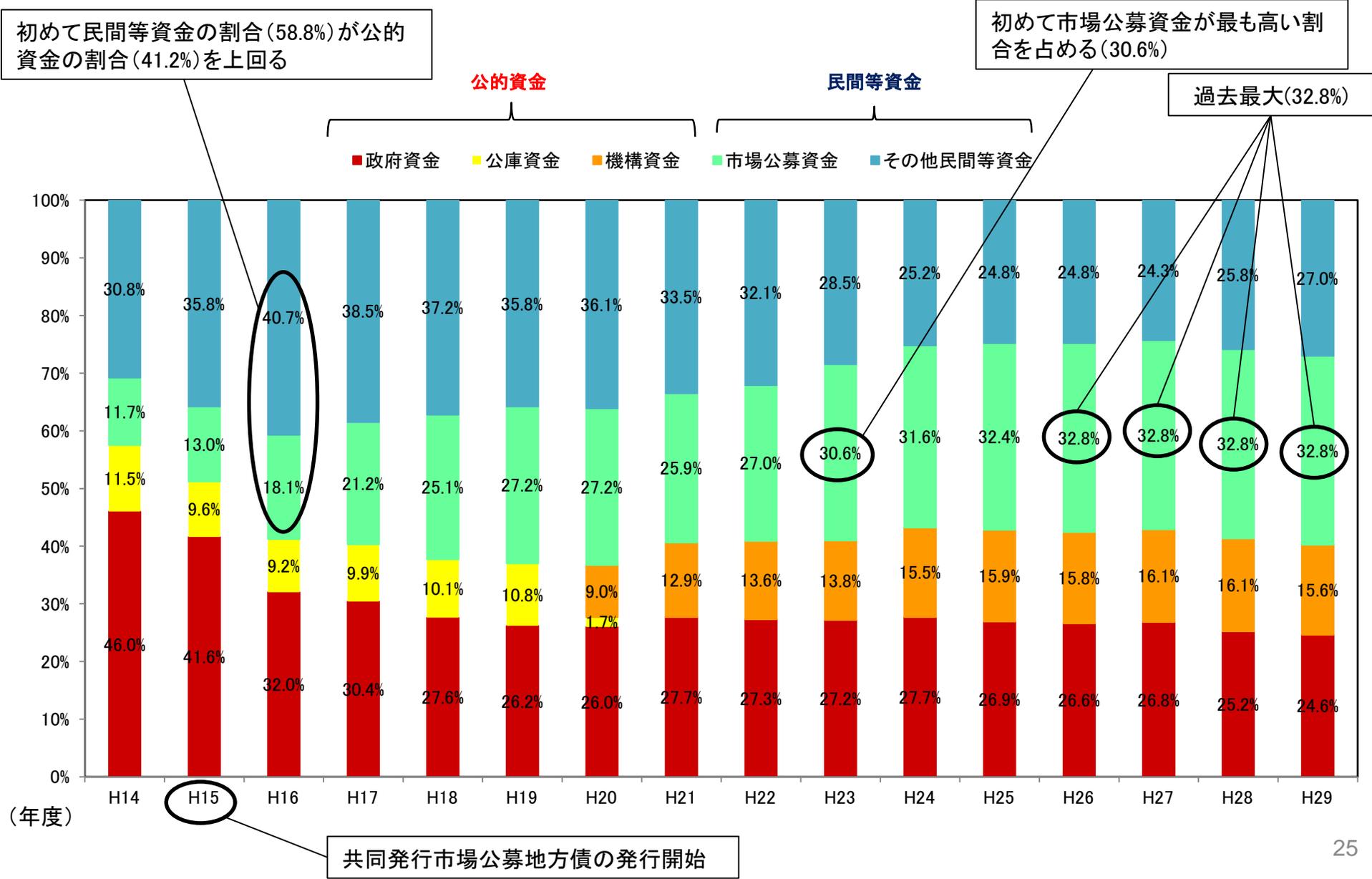
平成29年度から平成32年度

## 2 地方債資金について

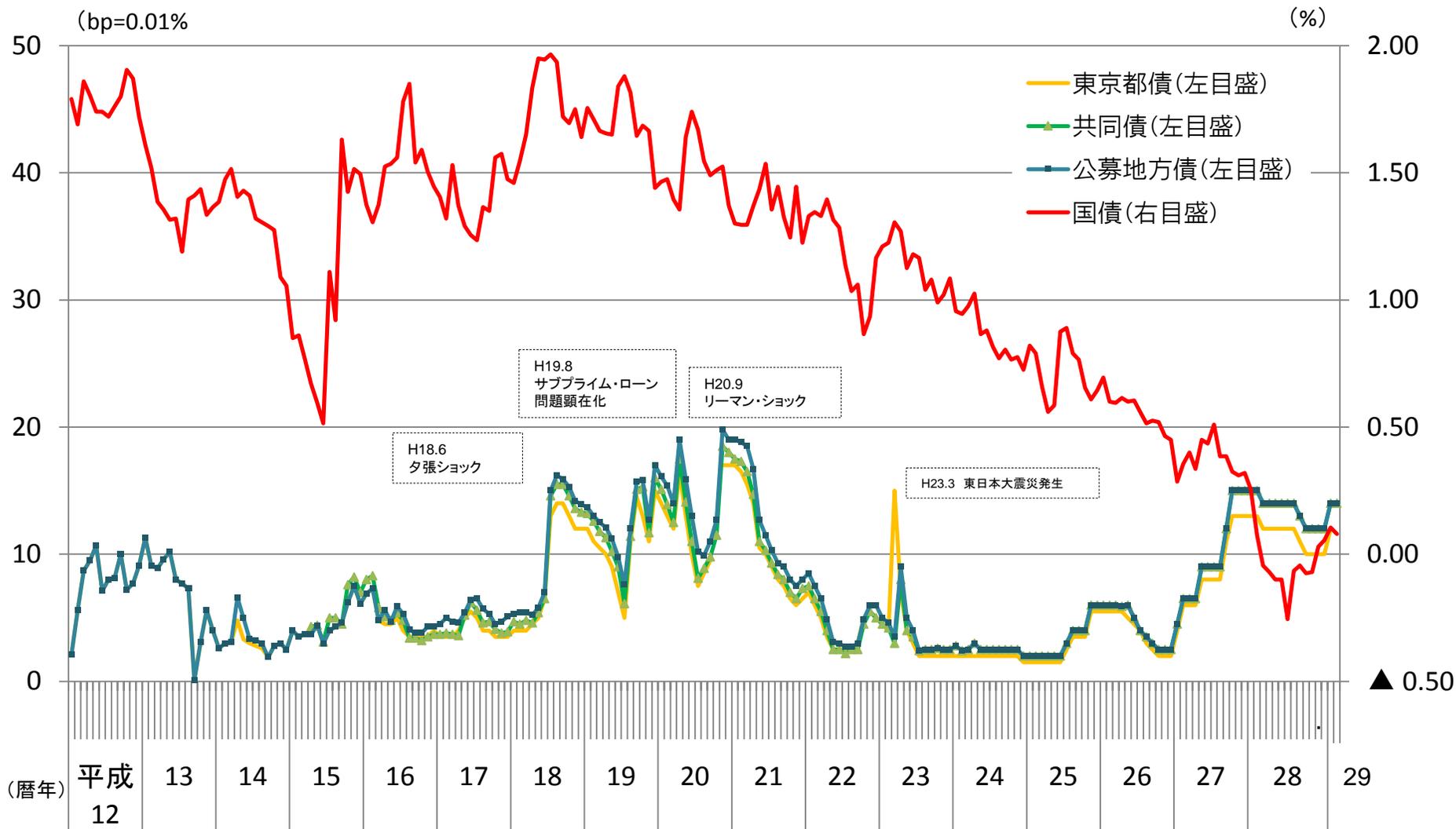
# 地方債計画額（当初）の推移（資金別）



# 地方債計画額（当初）における資金別構成比の推移



# 10年国債利回りと10年地方債の対国債スプレッドの推移

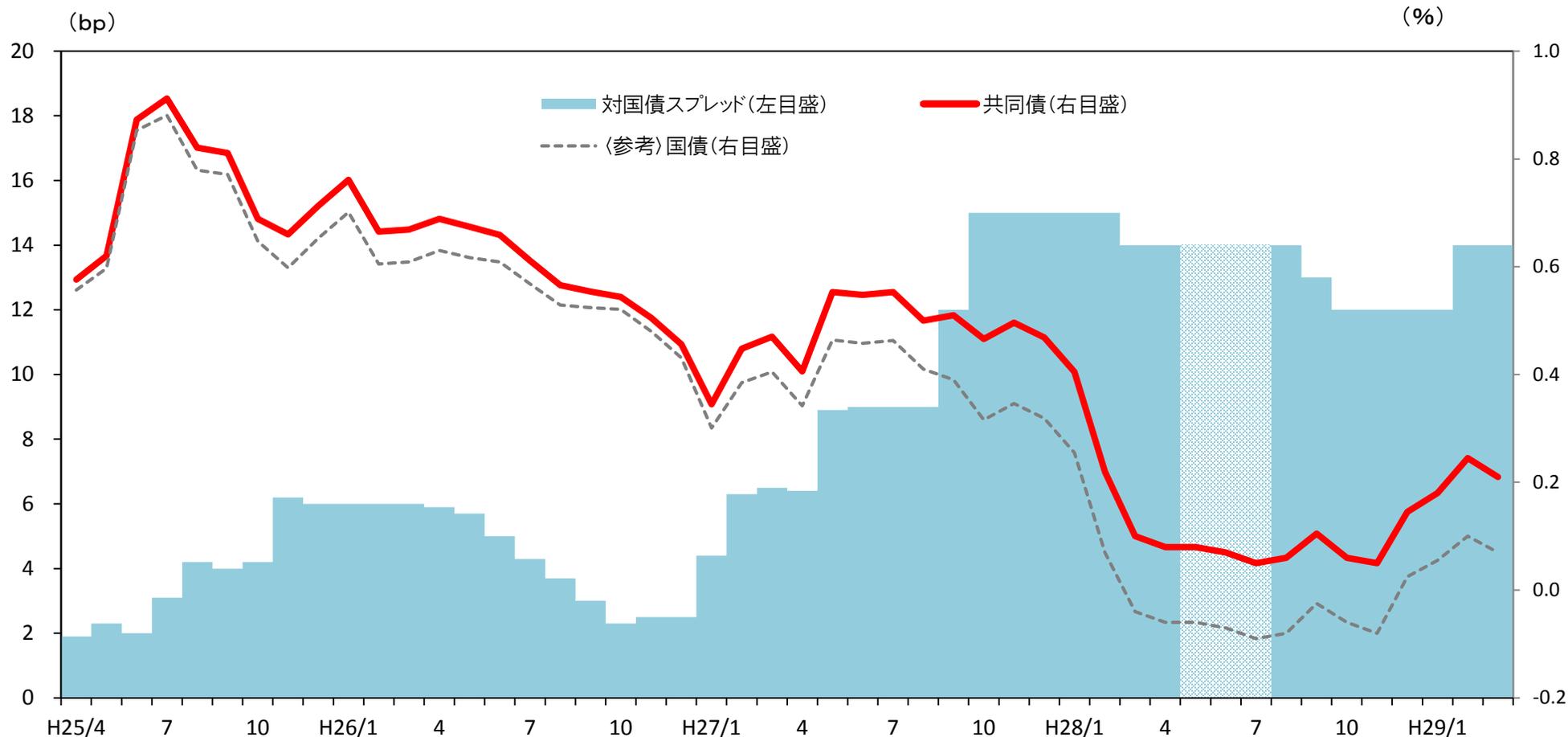


※ 公募地方債は、平成18年8月までは統一条件交渉方式により決定。平成18年9月以降は、個別条件交渉方式により決定されているため、ここでは、各月の最初の条件決定がされた個別地方債を用いて対国債スプレッドを算出している。

※ 国債利回りの低下に伴い、共同債(平成28年5~7月)・公募地方債(同年4~8月)・東京都債(同年4~8月)は、絶対値でのプライシングが行われた(同期間の対国債スプレッドは、スプレッドプライシングが有効であった場合の水準)。

# 共同発行市場公募地方債の利回りと対国債スプレッドの推移

近年では日銀による金融緩和を受け、国債利回りが低下。共同債の対国債スプレッドは拡大したが、利回りは低位で推移している状態。



※ 平成28年5～7月は、絶対値でのプライシングが行われた(同期間の対国債スプレッドは、スプレッドプライシングが有効であった場合の水準)。

# 平成29年度市場公募地方債について

市場公募地方債の発行を引き続き推進する。

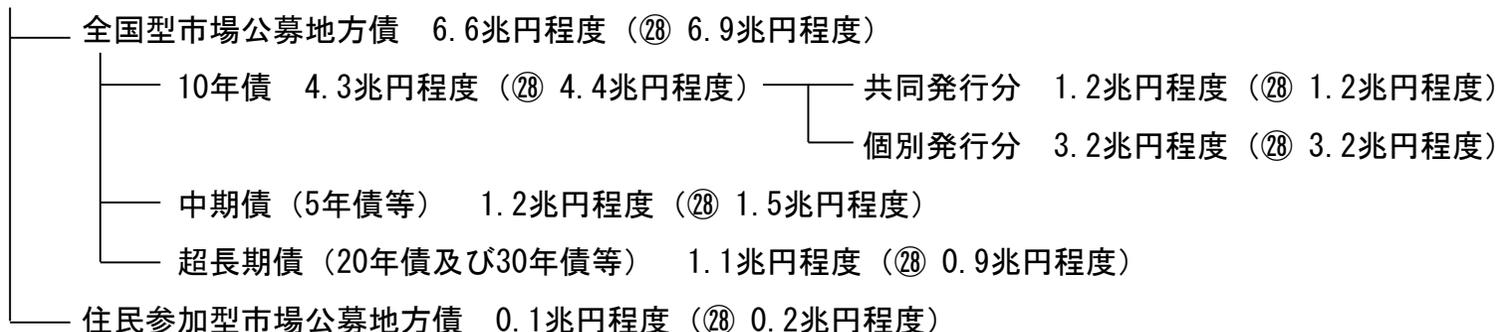
[地方債計画計上額]

市場公募地方債 3兆8,200億円  
 (地方債計画総額に占める割合 ㉔ 32.8% → ㉕ 32.8%)

- (1) 全国型市場公募地方債 3兆7,200億円 (㉔ 3兆5,400億円)
- (2) 住民参加型市場公募地方債 1,000億円 (㉔ 1,500億円)

〈参考1〉平成29年度市場公募地方債発行予定額 (借換分を含む)

合計 6.7兆円程度 (㉔ 7.0兆円程度)



(注1) 上記数値は、表示数値未満を四捨五入したものであるため、合計と一致しない場合がある。

(注2) 上記の発行予定額は変更される可能性がある。

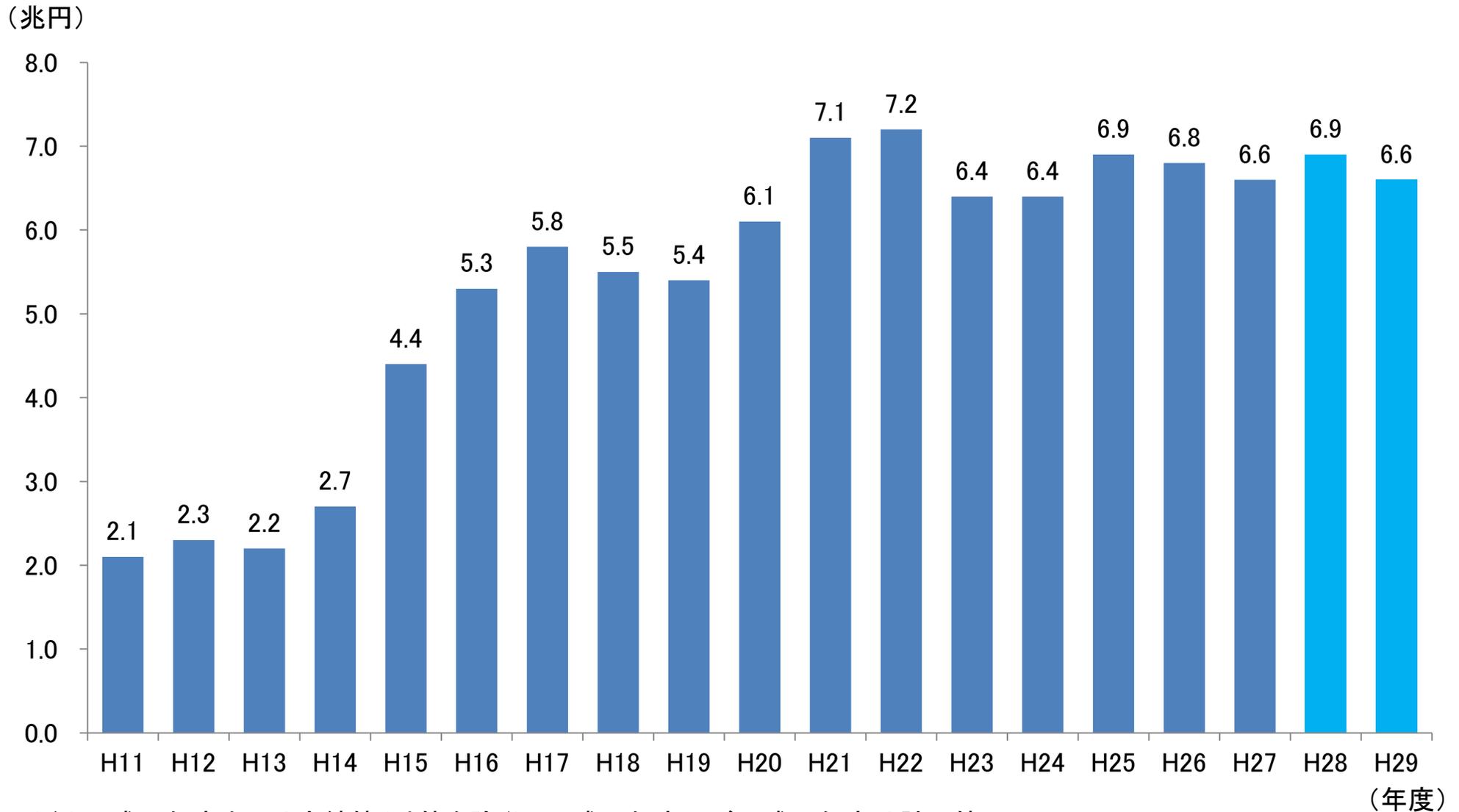
(注3) 平成28年度の数値は平成28年度計画ベースの数値。

〈参考2〉市場公募地方債の地方債計画 (当初) 計上額推移

(単位：兆円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市場公募地方債	3.7	4.3	4.2	4.4	4.4	4.3	4.0	3.7	3.8
地方債計画総額に占める割合	25.9%	27.0%	30.6%	31.6%	32.4%	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%

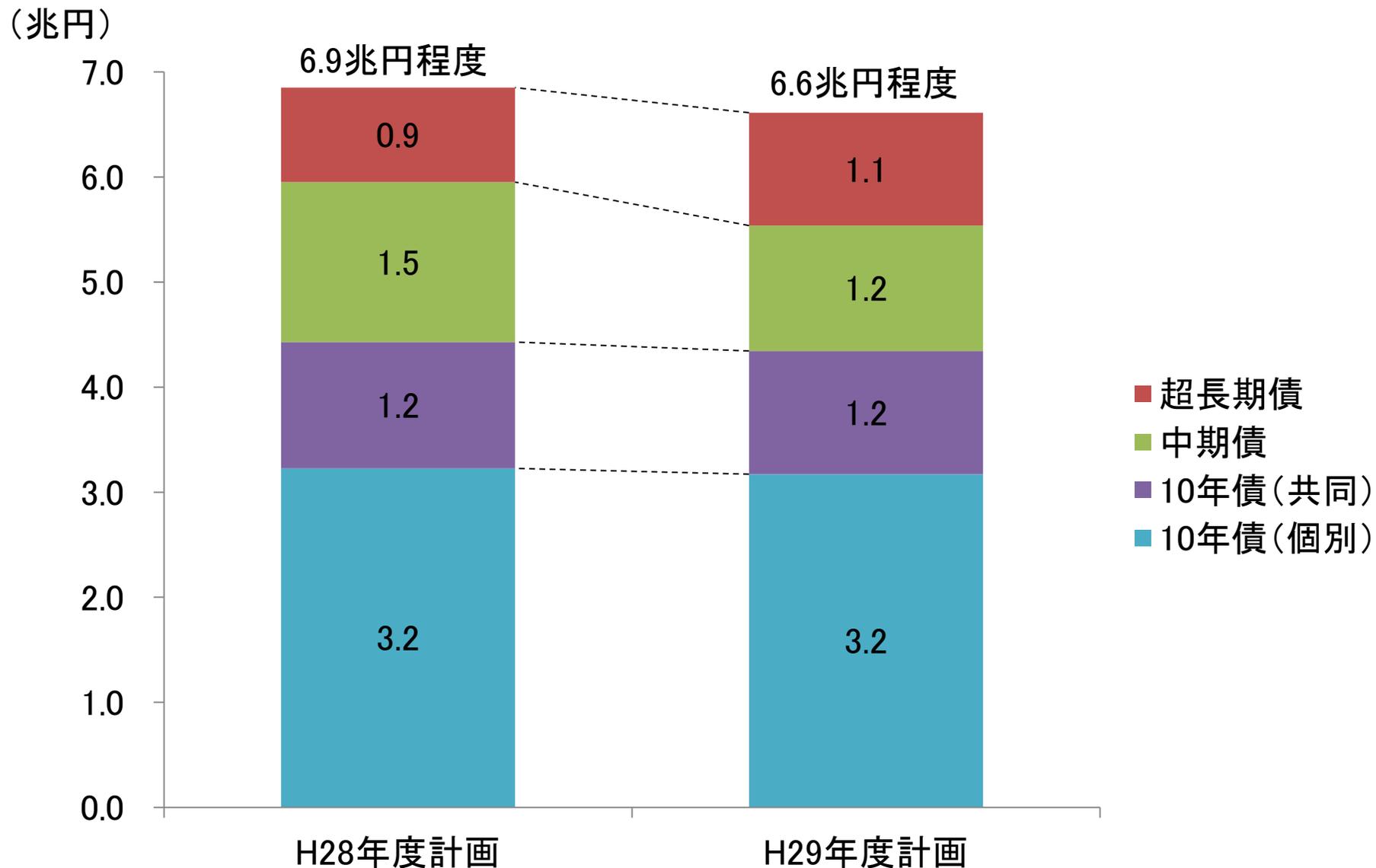
# 全国型市場公募地方債発行実績額



(注) 平成27年度までは実績値(外債を除く)。平成28年度及び平成29年度は計画値。

(出所) 地方債統計年報、総務省

# 平成29年度全国型市場公募地方債計画額（年限別）



(注) 地方債計画額(当初)による比較であり、発行実績とは異なる。

## (参考) 地方債のリスク・ウェイト

1. 現行上の地方財政制度において、地方債の元利償還に要する財源が地方財政計画の策定及び地方交付税の算定を通じて確保されること
2. 公債費負担等が一定限度を超えた地方公共団体に対する早期是正措置としての起債許可制度や、財政状況が一定限度を超えて悪化した地方公共団体に対する財政健全化制度を通じて、地方公共団体の財政運営の健全性が確保されること



地方債のリスク・ウェイト	(参考)国債のリスク・ウェイト
0%	0%

○ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）抄

（我が国の地方公共団体向けエクスポージャー）

第58条 我が国の地方公共団体向けの円建てのエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）のうち円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

2 略

### **3 地方債制度の見直しについて**

# 地方債制度の抜本的見直し【平成28年度から】

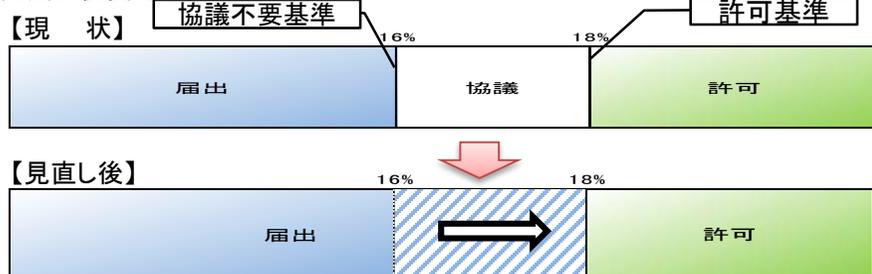
## 見直しの背景

- 届出制導入（平成24年度）後3年の地方債制度の施行状況を勘案し、地方債の発行に関する国の関与の在り方について、抜本的な見直しを行うこととされている。
  - ＜第2次分権一括法 附則＞  
第123条（前略）施行後の3年を経過した場合において、（中略）施行の状況を勘案し、地方財政の健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体の自主性及び自立性を高める観点から、（中略）地方債発行に関する国の関与の在り方について抜本的な見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 市場関係者等の意見※を踏まえ、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点及び地方債のリスク・ウェイトゼロを引き続き維持する観点から、地方債制度を以下の通り抜本的に見直す。〔地方財政法を改正【平成28年4月1日施行】〕
  - ※平成26年11月より「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」を開催

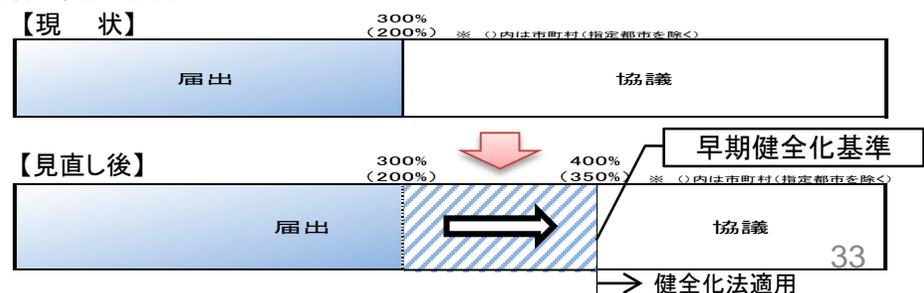
## 抜本的見直しの内容

- 地方債（公的資金を充当するものを除く）については、協議不要基準を緩和し、現在の協議対象を、原則届出対象化。許可基準については、地方債に対する信用を維持するため、変更せず。
  - ※ 見直し後の届出対象団体は、1,741団体／1,788団体（97.4%）（平成26年度実績による試算）
    - ・実質公債費比率：16%⇒18% ・将来負担比率：300%（200%）⇒400%（350%）（内は市町村（指定都市を除く））※
    - ・協議不要基準額（基準額を当該年度の地方債発行予定額が超えると協議対象となる。）：廃止
    - ・実質赤字比率・資金不足比率・連結実質赤字比率：変更せず※
    - ※地方債全体に対する信用維持の観点から、早期健全化団体及び赤字団体等については、引き続き協議対象。
- 公的資金を充当する地方債については、地方公共団体の資金調達能力を踏まえた適切な資金確保を行う必要があるため、引き続き届出の対象外。ただし、特別転貸債及び国の予算等貸付金債については、新たに届出対象化。

〔実質公債費比率〕



〔将来負担比率〕



## 4 共同発行市場公募地方債について

# 共同発行市場公募地方債とは

36の地方団体が共同して発行する債券  
(平成15年4月から毎月発行)

平成29年度発行予定:1.2兆円程度  
10年満期一括償還

## 1 連帯債務方式

共同発行市場公募地方債は、地方財政法第5条の7※に基づき36団体が毎月連名で連帯債務を負う方式により発行

※地方財政法第5条の7

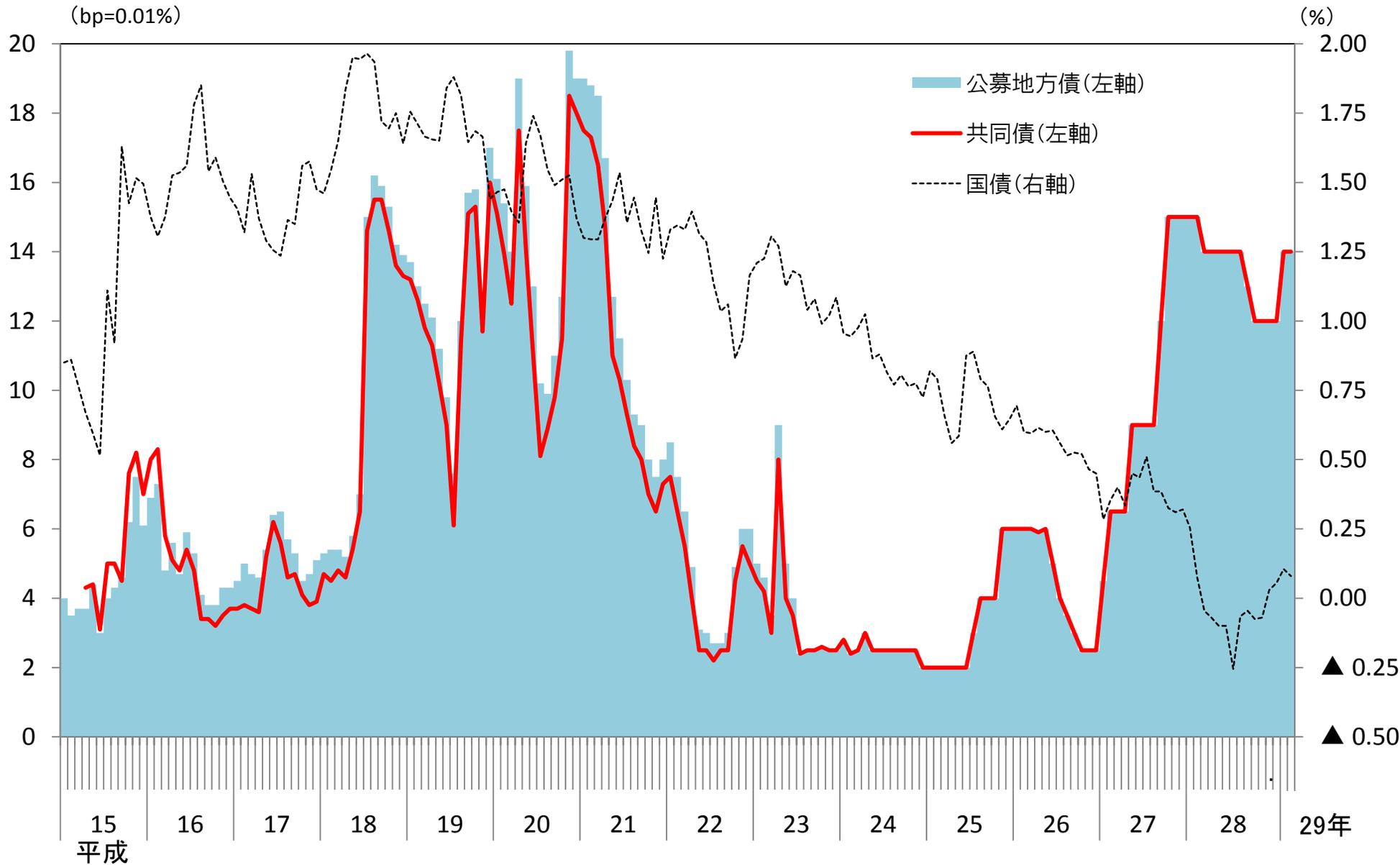
証券を発行する方法によつて地方債を起こす場合においては、二以上の地方公共団体は、議会の議決を経て共同して証券を発行することができる。この場合においては、これらの地方公共団体は、連帯して当該地方債の償還及び利息の支払の責めに任ずるものとする。

## 2 ファンド(流動性補完措置)

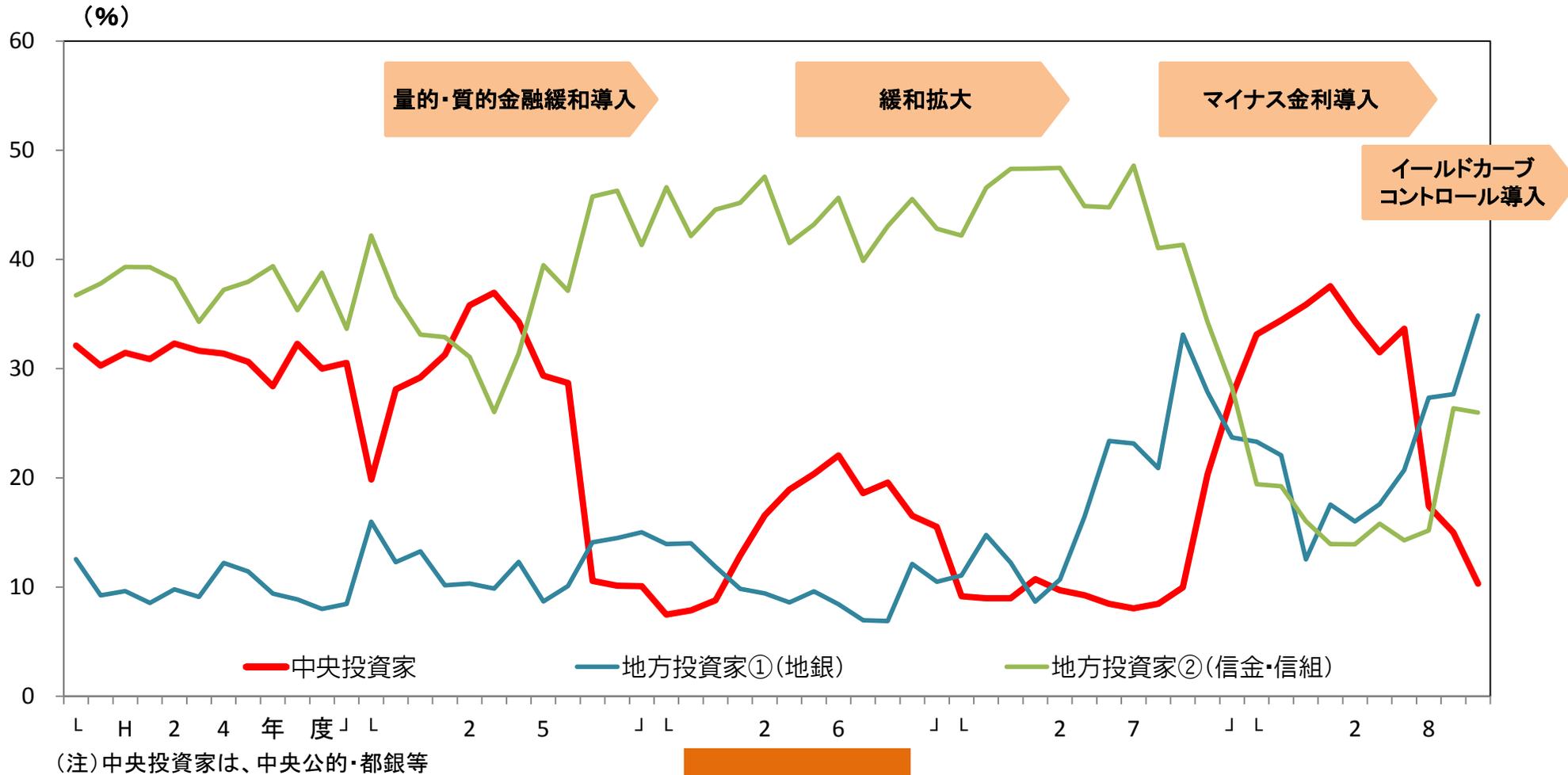
発行団体に万一の災害等に伴う不測の事態があっても、遅滞なく元利金償還が行えるよう、連帯債務とは別に各団体の減債基金の一部を募集受託銀行に預け入れる形で流動性補完を目的とするファンドを設置

**共同債は高い流動性と極めて強固な償還確実性を有する商品**

# 共同債と個別地方債の対国債カーブスプレッドの推移



# 共同発行市場公募地方債の投資家構成



**近年の金融環境の変化に伴い、投資家構成の変化も大きい状態**

# 共同発行市場公募地方債の起債運営について

金融市場の環境変化に対応しつつ、共同債の有する商品性を確りと発揮していくためには、前例にとらわれない柔軟な起債運営が肝要

## ①引受シ団編成における不断の見直し

年度途中であっても状況に応じてシェアの見直しを実施(28年度は年2回の編成を実施)。また、引受・販売実績をより一層重視した編成を行うことで、「対応力の高い」シ団を編成する

## ②条件決定日の設定(イベントリスクの回避)

共同債は10年国債入札日の2営業日後を条件交渉日の定位置としてきたが、昨年11月は米大統領選挙の開票日と重なり、金利のボラティリティが高い中での交渉となった。こうした予見可能なイベントリスクを極力回避することで、安定した起債に繋げる

## ③需給悪化局面における発行額の減額可能性

年間発行予定額を調達することが最優先事項であるが、著しい需給悪化局面において、共同債が殊更ワイド化せざるを得ないような場合に直面したとき、発行額を減額する可能性がある